

あわじ環境未来島構想推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、あわじ環境未来島構想推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、恵まれた特性を有しながら、人口減少、経済縮小等の課題に直面する淡路島で、地域資源を生かして日本全体の閉塞感を打破する新しい地域振興モデルを創るため、住民、地域団体、NPO、企業等と協働して、持続可能な地域づくりを目指す「あわじ環境未来島構想」（以下「構想」という）を推進するために設置するものとし、総合特別区域法（以下「法」という。）第42条に規定する地域活性化総合特別区域協議会として位置づける。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 構想に基づく事業（以下「事業」という。）の実施に関すること。
- (2) 法第31条第5項に基づく地域活性化総合特別区域の指定申請に係る協議その他の法に基づく協議に関すること。
- (3) その他構想の推進に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 協議会は、別表の団体（以下「構成団体」という。）により構成するものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 6名以内

2 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する副会長が、その職務を代理する。

(選任)

第6条 会長及び副会長は、構成団体の長のうちから総会において選出する。

(アドバイザー)

第7条 構想の推進に関して専門的見地から助言及び評価を得るため、協議会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、構想の推進に係る専門知識を有する者のうちから、会長が委嘱する。

第3章 総会

(議長)

第8条 総会の議長は、会長が務める。

(権能)

第9条 総会は、次の各号に定めるもののほか、協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 第3条に規定する所掌事務に関すること
 - (2) 規約の改正に関すること
 - (3) 協議会の解散に関すること
- (開催)

第10条 総会は、会長が必要と認める場合に開催する。

(定数及び議決)

第11条 総会は、構成団体の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、当該総会の議事について、書面であらかじめ委任状の提出があった場合においては、これを出席したものとみなす。

2 総会の議事は、出席会員の過半数の賛成をもって決する。

(議事録)

第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項

第4章 企画委員会

(設置及び構成)

第13条 協議会に企画委員会を置くことができる。

2 企画委員会の委員は、構成団体の構成員及びアドバイザーのうちから、会長が指名する。

3 企画委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 企画委員会の委員長及び副委員長は、会長が指名する。

(所掌事務)

第14条 企画委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 構想推進に係る企画、調整、評価及び広報に関する事項
- (2) その他構想の推進に必要な事項

(開催)

第15条 企画委員会は、委員長が必要と認める場合に開催する。

第5章 部会

(設置及び構成)

第16条 協議会に特定の事業の分野又は特定の事業の地区に係る企画、実施に関する事項を所掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置く。

3 部会の部会長は、会長が指名する。

4 部会の構成員は、構成団体の構成員、アドバイザー及び事業の実施に関し密接に関係する者（以下「密接関係者」という。）のうちから、部会長が指名する。

(開催)

第17条 部会は、部会長が必要と認める場合に開催する。

- 2 部会長は、部会の所掌事務のために必要があるときは、事業に関する専門知識を有する学識者（以下「学識者」という。）に出席を求めることができる。

第6章 謝金等

（謝金）

第18条 アドバイザー及び学識者が会議その他の協議会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給することができる。

（旅費）

第19条 構成団体の構成員、アドバイザー、密接関係者及び学識者が総会若しくは企画委員会（以下「総会等」という。）に出席し、又は総会等の用務により旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 アドバイザー及び学識者が部会に出席し、又は部会の用務により旅行したときは、旅費を支給する。
- 3 前2項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により支給する。

第7章 事務局

（事務局）

第20条 協議会の事務を処理するため、兵庫県淡路県民局及び一般財団法人淡路島くじょうみ協会が共同して事務局を運営する。

第8章 補則

（委任）

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年10月21日から施行する。
- 2 第10条の規定に関わらず、最初の総会は、兵庫県知事が招集する。

附 則

- 1 この規約は、平成24年2月14日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成24年7月4日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成24年9月24日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成25年2月8日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成25年9月24日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成26年5月28日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成26年10月27日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成27年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成28年5月27日から施行する。

別表

あわじ環境未来島構想推進協議会構成員

〔行政〕

兵庫県
洲本市
南あわじ市
淡路市
淡路広域行政事務組合

〔関係団体〕

淡路医師会
淡路花卉組合連合会
淡路環境美化月間・淡路全島一斉清掃推進協議会
淡路市商工会
淡路市婦人会
一般社団法人淡路島観光協会
一般財団法人淡路島くにうみ協会
あわじ島農業協同組合
淡路島酪農農業協同組合
淡路消費者団体連絡協議会
一般社団法人淡路水交會
一般社団法人淡路青年會議所
淡路地域女性農漁業士会
淡路地域青年農業士会
淡路地域農業経営士会
第3期・第4期淡路地域ビジョン委員会
第5期淡路地域ビジョン委員会
第6期・第7期淡路地域ビジョン委員会
第8期淡路地域ビジョン委員会
淡路地区漁協女性部連合会
淡路畜産農業協同組合連合会
淡路地区連合自治会
淡路地方史研究会
あわじ菜の花エコプロジェクト推進會議
淡路日の出農業協同組合
淡路ブロックいずみ会連絡協議会
淡路ブロック子ども会連絡協議会
淡路ブロック老人クラブ連絡協議会
伊弉諾神宮
「環境立島淡路」島民會議
北淡路地域ブランド推進協議会

五色町漁業協同組合
五色町商工会
一般財団法人五色ふるさと振興公社
食のブランド「淡路島」推進協議会
洲本商工会議所
沼島漁業協同組合
一般社団法人兵庫県LPガス協会淡路支部
公益財団法人ひょうご環境創造協会
公益社団法人兵庫県建築士会淡路支部
公益財団法人兵庫県青少年本部淡路青少年本部
兵庫県線香協同組合
南あわじ市商工会

[NPO]

NPO法人鮎屋の滝ふれあいの郷
NPO法人淡路島アートセンター
NPO法人淡路島活性化推進委員会
NPO法人淡路島環境整備機構
NPO法人淡路島未来教育支援会
NPO法人あわじFANクラブ
NPO法人ソーシャルデザインセンター淡路
NPO法人低炭素未来都市づくりフォーラム

[大学・研究機関]

大阪市立大学大学院工学研究科
関西看護医療大学
吉備国際大学
京都大学大学院エネルギー科学研究科
神戸大学連携創造本部
東京大学大学院新領域創成科学研究科
兵庫県立大学
香港中文大学中医中薬研究所

[企業]

株式会社アーバンヴィレッジ
アイティオー株式会社
Amaz技術コンサルティング合同会社
株式会社淡路貴船太陽光発電所
淡路信用金庫
エナジーバンクジャパン株式会社
NTTデータカスタマサービス株式会社
オリックス株式会社
株式会社カワムラサイクル
関西電力株式会社

木下自動車株式会社
株式会社クリハラント
株式会社コウアツファクトリー
株式会社神戸製鋼所
国際航業株式会社
三恵観光株式会社
サントピアマリーナ株式会社
サンライズ株式会社
塩屋土地株式会社
株式会社新生銀行
株式会社スマートエナジー
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
有限会社淡陽自動車教習所
淡陽信用組合
農業生産法人株式会社チューリップハウス農園
株式会社東芝
株式会社徳島銀行
トヨタ自動車株式会社
株式会社日本政策投資銀行
Bio-energy株式会社
株式会社パソナグループ
パナソニックES産機システム株式会社
浜田化学株式会社
有限会社兵庫県洲本自動車教習所
古野電気株式会社
株式会社ホテルニューアワジ
マルショウ運輸株式会社
株式会社三井住友銀行
三菱重工業株式会社
株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社みなと銀行
株式会社森長組
ヤンマーエネルギーシステム株式会社
株式会社ユーラスエナジー淡路
株式会社夢舞台
株式会社リナジェン